

工事管理における安全上重要な事項について

保安規定(記載案)	保安上重要な観点	事業者の活動内容	備考
<p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷及び劣化の防止</p>	<p>✓ 工事対象設備について、周辺の資材、他の原子炉施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、アイソレーション(隔離)等の必要な措置を講じること。</p>	<div data-bbox="1205 261 2078 475" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【凡例】</p> <p>◆ : 原子炉施設の供用前のプラント</p> <p>● : 原子炉施設を供用中(一部施設の供用を含む。)のプラント</p> <p>■ : 原子炉施設の供用前及び供用中の共通事項</p> </div> <p>● アイソレーション(隔離) 工事対象設備を他の運転中設備から切り離すため、必要なアイソレーション(隔離)措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バルブ閉止 ・ 電源断 ・ 自動信号ロック <p>■ 使用資材・材料の管理 適正な工具等を使用するとともに、使用資材・材料の飛散等により工事対象設備が損傷を受けないようを管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散防止措置 ・ 横滑り防止措置 ・ 転倒防止措置 <p>■ 工事場所の環境維持 適切な工事を実施するために必要となる工事場所の環境を維持する。</p>	

保安規定(記載案)	保安上重要な観点	事業者の活動内容	備考
<p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p>	<p>✓ 工事を行うことにより、他の供用中の原子炉施設が有する安全機能に影響を与えないよう、アイソレーション(隔離)等の必要な措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 工事区画の設定 ▪ 温度・湿度、塵埃・清浄度等への配慮 ▪ 塩害対策(保護養生、塩分管理、清掃等) ▪ 火災、溢水の防止 ■ 異物侵入防止対策 <ul style="list-style-type: none"> 異物の侵入により、工事対象設備が供用開始後に機能を損なわないよう管理する。 ▪ 工事の区域区分 ▪ 工事エリアの設定 ▪ 持込み物品の管理 ▪ 開口部を有する取外部品(小配管等)の養生及び復旧 ▪ 内部点検 ▪ 開口部の養生 ● アイソレーション(隔離) <ul style="list-style-type: none"> 運転中設備に影響を与えないよう、必要なアイソレーション(隔離)措置を実施する。 ▪ バルブ閉止 ▪ 電源断 ▪ 自動信号ロック ● 周辺機器への注意 <ul style="list-style-type: none"> 工事対象設備の周囲にある他の原子炉施設 	

保安規定(記載案)	保安上重要な観点	事業者の活動内容	備考
		<p>の機能に影響を与えないよう注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 回転機器、電気計装品等との離隔 ▪ 揚重機器の扱い ▪ 埋設物の確認 <p>● 使用資材・材料の管理 適正な工具等を使用するとともに、使用資材・材料の飛散等により他の原子炉施設が損傷を受けないようを管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 飛散防止措置 ▪ 横滑り防止措置 ▪ 転倒防止措置 <p>● 火災防護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 工事による火災発生の防止（特に溶接作業、グラインダー作業等の火災防護） ▪ 工事により、他の原子炉施設に対する必要な火災感知機能を損なわない措置 ▪ 工事により、他の原子炉施設に対する必要な影響緩和機能を損なわない措置 <p>● 溢水防護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 工事による溢水発生の防止 ▪ 工事により、他の原子炉施設に対する必要な溢水防護機能を損なわない措置 	<p>詳細は第4章に記載。</p> <p>詳細は第4章に記載。</p>

保安規定(記載案)	保安上重要な観点	事業者の活動内容	備考
(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取	<p>✓ 工事対象設備について、供用後の保守管理のための重要なデータを採取すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 異物侵入防止対策 <ul style="list-style-type: none"> 他の原子炉施設に対する異物の侵入により、当該施設が必要な機能を損なわないよう管理する。 ・ 工事の区域区分 ・ 工事エリアの設定 ・ 持込み物品の管理 ・ 開口部を有する取外部品（小配管等）の養生及び復旧 ・ 内部点検 ・ 開口部の養生 ■ 新設設備の初期値調査 <ul style="list-style-type: none"> 新設される設備・配管等で、設置後に経年劣化調査のため数値管理を実施するものについて、初期値を測定し記録する。 	
(4) 工事工程の管理	<p>✓ プラントの状況に応じて、実施可能な工事を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工程管理 <ul style="list-style-type: none"> プラントの状況に応じて運転上の制限を遵守し、JEAG4210-2016 に例示されているようなリスク管理により、輸送、据付工事、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。 ・ 燃料の状況（炉内、プール保管、移送中） 	

保安規定(記載案)	保安上重要な観点	事業者の活動内容	備考
(5) 供用開始までの工事対象設備の管理	<p>✓ 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉冷却手段の運転、待機状況 ・ 機能維持要求系統 (A系/B系) <p>■ 施設の維持 工事の段階毎に、使用前事業者検査からリリースされた状態を維持していること。</p> <p>◆ 建設中の巡視・点検 「保全計画」(建設炉)に基づき、工事期間中の設備について巡視・点検を行い、保管状況に異常がないことを確認する。</p>	
(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理	<p>✓ 放射性廃棄物の発生量の低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射性廃棄物の管理 放射性廃棄物の発生量の低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理すること。 	
(7) 第7章に基づく放射線管理	<p>✓ 従事者の被ばく低減措置と、放射線業務従事者の被ばく線量管理を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 従事者の被ばく低減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な放射線防護具の使用 ・ 不必要な被ばくを避ける行動 ● 従事者の被ばく線量管理 法定限度を超えないよう従事者の被ばく線量を管理する。 	

保安規定(記載案)	保安上重要な観点	事業者の活動内容	備考
—	<p>✓ 労働安全衛生法（安衛則、酸欠則、粉じん則等）等の一般法令を遵守し、労働安全等に努めること。</p>	<p>● 労働安全等 労働安全衛生法（安衛則、酸欠則、粉じん則等）等の一般法令を遵守し、労働安全等に努める。</p>	